

憲法理論研究会の創設の目的：社会科学としての憲法学の探究

NAGAI, Kenichi / 永井, 憲一

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Review of law and political sciences / 法学志林

(巻 / Volume)

110

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

75

(終了ページ / End Page)

82

(発行年 / Year)

2012-11

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008474>

憲法理論研究会の創設の目的

—社会科学としての憲法学の探究—

永井 憲一

(一)

憲法理論研究会（略稱、憲理研）は、一九六四年一月一日に結成された。その事の起りは、六〇年代の初期の頃に京都大学で日本公法学会（略稱、公法学会）が開催された夜、当時『政治学研究叢書』（勁草書房）に執筆していたメンバーの集会有り、その席で鈴木安蔵先生が挨拶の中で「いまや近年の日本政府の改憲動向をチェックする憲法学者の集団の結成が必要だ」と強調されたことに始まる。そこには、黒田了一、一円一億、和田英夫、小林孝輔、星野安三郎、横越英一の諸先生と私と石橋雄二氏（勁草書房）が出席していた。⁽¹⁾

早速その後、そこに出席していた鈴木先生と住所が近くて親しい関係にあった小林孝輔、星野安三郎の両先生が、鈴木先生を代表とする集団づくりに動き始め、その最初、そこに居合せ、のちに鈴木先生を立正大学の専任教授として就任いただいた私に、そうした若手研究者集団の結成の原動力となるように、との要請があった。そして、その結

憲法理論研究会の創設の目的（永井）

成までの代表を鈴木先生が引き受け、結成までの準備を他に、丁度その頃、東大法学部に内地留学中だった一人は先生の下生の影山日出弥さんと、一人は東北大学出身の鈴木先生の後輩に当たる針生誠吉さんと、もう一人は当時東大法学部の大学院生だった隅野隆徳さんに準備が依頼され、このメンバー四人が、憲理研創設の頃の第一期の事務局を担当した。

そして先ず①は、将来会員となる若手研究者を集めるために、主に青山学院大学の法学研究室を活用して定期的に継続的な研究会を開いていた。そこに早くから参加されたのが、清水睦、佐藤司、山崎真秀、野中俊彦、岩間昭道さん達であり、短期間に意外に早く多数が集った。次に②は、憲理研を起ち上げるのには、それが全国的規模の組織であることが希まれるので、その組織化のために注目したのが、当時、関西で田畑忍先生を中心に組織的な研究活動を継続していた「憲法研究所」との合流であった。そのために私は、屢々京都へ出向き、当時の事務局長の上田勝美さんや有力会員だった土井多賀子さんとお会いして、その交渉に成功した。

かくして憲理研は結成されたが、もともと憲理研は、主に弁護士が中心となっていた日本民主法律家協会（略稱、日民協）の中の憲法委員会が母体となっていたので、それが当時の内閣の憲法調査会の動向を批判する「今日の憲法問題」を発表した（労働法律旬報五〇五号、六三年一月上旬号に特集）際に執筆していたメンバーが中心となって憲理研の当初会員となっていた。⁽²⁾

(11)

ところが憲理研の創設直後に全国憲法研究会（略稱、全国憲）が結成され、それに針生さんと隅野さんの二人が、

その事務局員として引き抜かれ、私も当初は憲理研の会員拡大を目的として参加したのだが、次第に当時の教科書裁判運動の中に埋没して行き、その訴訟対策委員会の事務局長などの要職を務めるようになり、次第に憲理研の事務局の仕事が怠慢になっていった。そうなると思山さん一人の負担が重くなり、彼は憲理研の設立後に入会した大須賀明、吉田善明さんと三人で、第二期の事務局を編成し、大須賀さんが事務局長になった。多分六六年頃だった。

そうかと言って、憲理研と全国憲とが不仲になったわけではなかった。一例を挙げれば、一九七七年に刊行された『文献選集日本国憲法』の各巻の編者には偏りなく両者から引き受けられていたし、憲理研は独自の研究会を継続的に行っていたし、そこには全国憲メンバーも多く参加していた。

その中でも忘れられないのは、その第一回の水上合宿のときのことである。⁽³⁾ それには鈴木先生をはじめ、星野安三郎・上野裕久・山下健次・針生誠吉・樋口陽一・野中俊彦・岩間昭道・山崎真秀・佐藤司・杉原泰雄・横田耕一・大須賀明・浦田賢治・影山日出弥・吉田善明・隅野隆徳の諸氏と私と竹内久雄（敬文堂会長）・阿久津礼二（敬文堂社長）の両氏も出席していた。⁽⁴⁾ 特徴的だったのは、その頃の憲理研の合宿は家族同伴であったことだ。代表の鈴木先生から「これからの憲理研は、今日の日本の改憲動向と真正面から対決する実践的な憲法理論を創造していく集団となるのだから、政府からの弾圧を受ける危険を伴うので、それに向けて早く平素から家族同志が援助し合えるような関係を持ち保って置くことが必要だ」という提言に基づいてであった。そんな家族同伴合宿が二回か三回続いて行われた記憶がある。けれど、そのほか何回、何処で行われたか、などについては明確な記憶はない。

その後の憲理研は、間もなく会員が二〇〇人を超える大所帯となり、創始者の鈴木先生も認められたように、多種多様な発展の方向を辿るようになった。⁽⁵⁾

(三)

なお、主題からは、少し外れるが、創設当時の憲理研は、どのような活動とし、それと私はどう関って来たのか、について若干触れて置きたい。

憲理研の創設の頃には、こんな政治的背景があった。⁽⁶⁾それは一九五一年にサンフランシスコ条約および日米安全保障が締結され、アメリカから日本に憲法を改正して軍備の持てる国となって欲しい、という改憲要求が強かった。それに対して、日本政府は、一九五三年一〇月三〇の池田・ロバートソン会談において「教育と広報により、国民に愛国心と自衛の精神を植えつけさせることに日本政府が責任を持つ」という解釈改憲の方途を選ぶことを宣明にしていた。⁽⁷⁾

そして一九六五年には文部省は「期待される人間像」を公表し、ますます教科書検定を強化し、過去の戦争を暗く表現し過ぎている、という理由などで家永教科書（高校用歴史「新日本史」三省堂）を不合格にしたりなど、国民の意識改変を試みる教育政策・行政を強行して来ていた。そのような実質的な改憲政策動向に対して、全国的に大規模な国民の反対運動が展開されたのが「教科書裁判」―家永訴訟とも呼ばれた―の支援運動だった。前述したように私も、その運動の中に埋没していた。その中で、憲理研が創設初期に標榜していた「社会科学としての憲法学」つまり従前のような密室的な憲法解釈学の枠を超え、実践的な方法による現実の国民からの要求に応えられる憲法学の課題と方法を追求しようとしていたからであった。

そこで確信し、提唱したのが主権者教育権論であった。ここで、それを詳述する余裕はない。が、一口で言えば、

憲法二六条は、『註解日本国憲法』（有斐閣）などにより、從來言われていたような単なる下級教育期間の就学無償を新たに国民に保障した（修学無償説）に留まらず、すべての国民が教育を受けて将来の日本国憲法が保障する「平和で文化的な国の主権者となることを国民の権利として保障したものである、と主張した論理である。同じような論理が星野安三郎先生の高唱していた平和的生存権論であった。⁽⁸⁾

この両論は「教科書裁判」の支援運動の中でも遍く活用され、また、この裁判の最初の判決となった杉本判決（昭和四五年七月一七日東京地裁）にも、多大な影響を与えたと自負している。この判決は、教育内容に関する教育行政権の介入を排斥した。また、その延長線上に位置づけられる学力テスト旭川事件最高裁判決（昭和五一年五月二一日大法廷）では「国が教育の大綱的基準を超えて教育内容に介入するのは、憲法二六条、一三条にも反する」と明言している。

したがって、当時から実践的憲法学の方法を志した私は、教科書裁判支援運動や、これらの判決に対するマスコミの解説や講演活動にも多忙だった。⁽⁹⁾

ほかにも憲理研は、創設初期の頃、公法学会に対して、①理事の選挙制化と②学会開催テーマへの会員の要望を受け付けることなどを申し入れた。これに対して①については半数選挙制が②については、会員の要望は多種の分科会の設定をすることが実現されたりした。

その頃の私は、形式的には事務局を離れても、実際は憲理研の対外的な交渉役を背負っていた。例えば、全国研究や日本法社会学会、最も多かったのは東京教育法規研究会―数回に及ぶ―などの共同研究会を行ったり、⁽¹⁰⁾その成果の一つとして、憲理研が中心となった全国憲と東京教育法研究会との合同の「教科書裁判と憲法」なるテーマでのシンポジウムを開催したりした。これは法律時報臨時増刊号「教科書裁判」（一九六九年八月号）に掲載されている。⁽¹¹⁾

あとがき

本稿は、憲理研についてインターネットのホームページに紹介したいという目的で、本会の初期からのメンバーであった私に「憲理研の創設の頃」というテーマで一文を書いて欲しい、との水島朝穂代表からの要請があったのに応えて、その「下書き」として書いたメモに基づく。

したがって、次のような理由と意図から出発している。

- ①は、憲理研の創設に至るまでの経過を記録して置くこと。
- ②は、その頃に憲理研の主に事務局から出された文書や、その後の憲理研の発展過程に出された文書などを資料として整理して置くこと。これはインターネットのホームページでは「註」などが使用できないので、それでは、より完全なものが出来にくいため。本稿には、ほぼ、それが全体として承握できたので、記録として保存することを目的としてであった。

- ③は、憲理研の発足当時の行事や出来事などを記録に留めて置くこと。ただし、その頃から既に五〇年もの歳月を経ているので記憶が不鮮明になっていることも多いので、特徴的だった憲理研に特有の家族同伴合宿（著名なのは水上温泉合宿）などを紹介すること、などであった。

特に上記②の資料を収集して記録し、それを保存し、会員の内外の研究に役立てたい、という私の願望が強くあった。それが今回、法学志林に掲載できる希望が叶い、喜んでいる。

こうして本稿を書いた。ことに②の資料収集が、ほぼ完全なものに仕上げられたのには、私の憲理研時代からの友

人、針生誠吉、隅野隆徳、野中俊彦、辻村みよ子、山内敏弘、金子勝さん達に多大な援助を頂戴したことに拠る。ここに記して謝意を表する。

- (1) ここに列挙の諸先生方は、全員が憲理研結成当初から会員となっていた。
- (2) 憲理研の結成の目的については、鈴木安蔵「社会科学としての憲法学の基本問題」、針生誠吉・影山日出弥「日本憲法学の批判と構造」(共に『憲法理論研究ニュース創刊号』一九六六年五月、評論社に収録)を参照。また、その頃に影山さんが個人で書かれた自筆(ガリ版)の「憲法理論研究会の(1)発会の趣旨と状況、(2)憲理研の状況、(3)憲理研の今後の方向について」の文書が会員全体に配付されている。貴重な必読の資料である。
- (3) 憲理研創設後の足跡については、①は、大須賀明「憲理研三〇年によせて」(法律時報六六卷六号、一九九四年五月号)、②は、憲理研事務局(辻村みよ子事務局長)編「憲理研三〇年のあゆみ(一九六四―一九九四年)」③は、金子勝「憲法理論研究会研究會小史」(一九八九年五月一日)(手書き)に詳しく記録されている。
- (4) この水上合宿には、私が学生時代から懇意にしていた敬文堂の竹内久夫社長と息子の礼二さん——よくゴルフも御一緒した——も出席してくれていた。この敬文堂から七九年以後の「憲理研ニュース」が再刊されたし、その後の憲理研の研究成果である『憲法理論研究叢書』が出版されている。その明細は、上記「憲理研三〇年のあゆみ」の二二頁に詳しく紹介されている。
- (5) 鈴木安蔵「一九七一年度学会報告・憲法理論研究会総会——編集後記」(立正法学第五卷一・二号)参照。
- (6) 永井憲一編「戦後政治と日本国憲法」(一九九九年三省堂)のほか、詳細は利谷信義・永井憲一編「憲法資料(全五巻、一九八七年三省堂)」の主として第四巻を参照。
- (7) それについては当時、池田内閣を支え、のちに首相となった宮沢喜一氏自身が、その著『戦後政治の証言』(読売新聞社)中で自ら告白している。
- (8) この二者の主張は、同時に小林孝輔・星野安三郎編『日本国憲法史考——戦後の憲法政治』(一九六三年、法律文化社)の中から始まった。その中に星野先生は第一部第一章の「平和的生存権序論」を書き、私は同第七章の「教育権の理念と現実」を書いている。なお私の主張について詳しくは、永井憲一著「主権者教育権の理論」(一九九一年、三省堂)を読みたい。星野先生の業績については、永井憲一「星野安三郎先生の実践的憲法学の成果を讃える」(新名学園私学教育研究所編『星野安三郎先生・人と学問』(二〇一一年編者刊)を読みたい。

憲法理論研究会の創設の目的(永井)

また、その頃に私が論文として書いたものには「戦後教育行政と憲法上の論点」(教育六十六年二月号)、また「国の教育権と教育内容行政の限界(一)」(立正大学経済学字報一九六九年二月号)および「教育内容の権力支配過程」(立正法学三巻三、四号)などがある。

(9) 数多くの講演に出向くのに、日帰りで1週に3度も羽田空港を利用したりしました。またテレビや新聞報道などでも、例えば最高裁学テ判決には、同日の読売新聞と毎日新聞の夕刊の双方にコメントを書いたりなどしていた。

(10) この東京教育法規研究会を全国的な規模に発展させたのが今日の日本教育法学会であった。私は、兼子仁、平原春好さんと共に、その創始者となった。

(11) その他、私の研究足跡の詳細については、永井憲一「憲法と教育と共に」(二〇〇一年、エイデル研究所、自費出版、無料)および永井憲一「私の教壇生活と社会活動の足跡」(二〇一一年、エイデル研究所、自費出版、無料)を参照されたい。なお、この頃に影山さんの書かれた書評「永井憲一「憲法と教育基本権——教育法学のために」」(立正法学四巻二・三号)は、実に見事な「書評」だったので忘れられない。